

平成25年住宅・土地統計調査の実施について（案）

○平成25年住宅・土地統計調査の実施に係る統計委員会への諮問(平成24年11月下旬予定)に向けた最終的な調査実施案について、以下のとおり整理した。本案について、統計委員会における審議を経て、平成25年2月に答申を得る予定である。

1 調査の概要

- 調査期日
平成25年10月1日(火)
 - 調査対象数
調査票甲:約300万住戸 調査票乙:約50万住戸 建物調査票:約350万住戸(調査員による他計)
 - 抽出方法
層化2段抽出方法
 - 事務の流れ
総務省統計局—都道府県—市町村—指導員—調査員—報告者
 - 結果の公表
調査後1年以内に速報、2年以内に確報として公表
- ⇒ 参考1「平成25年住宅・土地統計調査実施計画(案)」参照

2 調査方法

- 調査票回収方法
試験調査の結果等を踏まえ、調査員による任意封入提出方式とし、郵送回収方式については、不在等で調査員による回収が不可能な場合にのみ実施可能とする。
また、オンライン回収方式については、全市区町村において実施する予定である。
 - 住生活総合調査との関係整理
試験調査の結果等を踏まえ、平成20年調査の実施方法を基本とした上で、実務面におけるさらなる創意工夫を検討することとし、住生活総合調査の統合等を行わないことで統計委員会に諮る予定である。
- ⇒ 別紙1「試験調査の結果概要」参照

3 調査事項

前回調査との主な変更点は以下のとおりである。

【新規追加】

- 東日本大震災に伴う転居、震災前の住居、震災の影響による改修工事等の状況を把握
 - ⇒ 震災時と震災後の暮らしぶりの変化を地域別に捉え、今後の大規模災害が発生した際の基礎資料として提供する。

【変更】

- 「別世帯となっている子の住んでいる場所」を「子の住んでいる場所」に変更
 - ⇒ 「別世帯となっている子」の定義が難しく、不詳が多かったため、「子の住んでいる場所」に変更したものである。
 - ⇒ 試験調査の結果、記入漏れの割合が半減した(対前回試験調査結果)。

【削除】

- トイレ(水洗、洋式の別)、浴室、洗面所の有無に関する事項を削除
 - ⇒ 概ね9割以上の高普及率が続き、削除することで記入者負担の軽減を図る。
- 自動火災感知設備の有無に関する事項を削除
 - ⇒ 消防法改正に伴い、設置が義務化され、また、他の調査等でも把握していることから、削除する。

【その他】

- 調査票甲において、現住居以外の土地所有の有無を把握するとともに、乙調査の調査事項を圧縮
 - ⇒ 世帯が所有する現住居以外の土地の実態をより正確に把握する。
- ⇒ 別紙2「調査票甲(案)」、別紙3「調査票乙(案)」及び別紙4「建物調査票(案)」参照

4 集計事項

- 調査事項の新設、改廃等を反映させた集計
 - ⇒ 前回までの研究会において提案してきた集計事項を最終的に取りまとめた。
 - なお、前回調査(平成20年)において作成した集計事項については、その利用状況等から、必要性を踏まえた上で策定した。

⇒ 別紙5「集計事項について(案)」参照